

東京都告示第千二百五十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十條の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六條第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和五年十二月十五日

東京都知事 小池 百合子

第一 起業者の名称 奥多摩町

第二 事業の種類 奥多摩町庁舎建設整備事業

第三 起業地

一 収用の部分 西多摩郡奥多摩町氷川字大氷川地内

二 使用の部分 なし

第四 事業の認定をした理由

本件申請に係る事業は、以下のとおり、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

一 法第二十条第一号の要件への適合性

申請に係る事業は、西多摩郡奥多摩町（以下「奥多摩町」という。）氷川字大氷川地内の、全体計画五千七百九十六・七四平方メートルを起業地とする「奥多摩町庁舎建設整備事業」（以下「本件事業」という。）であり、法第三条第三十一号に規定する地方公共団体が設置する庁舎に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

二 法第二十条第二号の要件への適合性

起業者である奥多摩町（以下「起業者」という。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一条の三第二項の普通地方公共団体であり、本件事業を施行する権能を有する主体である。

また、起業者は、本件事業に必要な財源についても既に措置しており、本件事業を遂行する意思及び能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

三 法第二十条第三号の要件への適合性

(一) 得られる公共の利益

地域の防災拠点等として町政の重要な役割を果たしている奥多摩町庁舎（以下「町庁舎」という。）については、昭和四十年に奥多摩工業株式会社の事務所として建築されたものを奥多摩町が昭和五十八年に取得し、翌年既存部分の改修及び増築を行い、現在に至っている。

平成二十五年度に町庁舎の耐震診断を実施したところ、I s 値の最小値が〇・四一であった。通常官公庁施設において求められる値〇・七五を大幅に下回っており、建物全体の老朽化に伴う耐震性能の不足が明らかになった。町庁舎は、災害時等の拠点となるべき重要な施設であるが、現状ではその役割を担うことが困難な状況である。

また、現在の町庁舎においては、三階までエレベーターが通じていないなどバリアフリー対応の不足や福祉関連業務等の別施設への配置・分散により行政サービスの低下を招いている等、住民サービスに関わる部分でも多くの課題を抱えている。本件事業の完成により、地域住民の安全・安心につながる防災拠点を確保でき、また、来庁者の利便性や業務効率を向上させ質の高い住民サービスの提供を図ることができるとができる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(二) 失われる利益

本件事業における環境影響評価については、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二条第四項及び東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第二条第五号別表に掲げる事業には該当していない。また、起業地内においては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）に規定される国内希少野生動植物種及び文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）に規定される周知の埋蔵文化財包蔵地は確認されていない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 事業計画の合理性

本件事業の用地の選定に当たり、起業者は、防災拠点の機能、来庁者の利便性への寄与、各種法規制との整合性等の観点から、候補地四案を選定して比較及び検討を行った。その結果、地理的に最も利便性が高く、他の官公署との関係性及び防災拠点として安全性の確保が図られること等の理由から、起業地が本件事業の用地として最も優れていると判断している。

よって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

四 法第二十条第四号の要件への適合性

(一) 事業を早期に施行する必要性

三(一)で述べたように、現在の町庁舎は建物全体の老朽化に伴い耐震性能が不足し、災害時等の拠点としての役割を担うことが困難な状況である。また、バリアフリーへの対応の不足及び庁舎機能の分散により行政サービスの低下を招いているなど、住民サービスに関わる部分でも多くの課題を抱えていることから、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、建物の建築面積を踏まえて、駐車場やアクセス部分を含む面積等を考慮した本件事業に要する最小限のものであることから、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

五 結論

一から四までで述べたとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足する

と判断される。

第五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場

所 奥多摩町役場